

AED 使用協力事業所登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この制度は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を任意で設置している事業所等と新発田地域広域事務組合消防本部が協力し、各事業所付近で発生した心肺停止事案に対して、救急現場に居合わせた人が速やかに AED を使用できる環境を整備することにより、早期除細動体制を構築し、地域の社会復帰率の向上を目指すとともに、助け合える地域社会をつくることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) AED 使用協力事業所 AED の貸出し等の協力が可能な事業所等に対して、消防長が AED 使用協力事業所登録証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) AED 使用協力事業所登録証 協力事業所に対して消防長が交付する登録証（以下「登録証」という。）をいう。

(協力事業所の要件)

第3条 消防長は、次の各号に掲げるいずれかの協力を行える事業所を協力事業所とし、当該事業所の AED 設置情報等を消防本部指令課に登録する。

- (1) 協力事業所付近で発生した AED を必要とする救急事案に対し、AED を貸出すことができること。
- (2) 協力事業所付近で発生した AED を必要とする救急事案に対し、AED を届け、可能な場合は応急手当を実施できること。

(協力事業所の登録)

第4条 協力事業所の登録を受けようとする事業所等は、AED 使用協力事業所届出書（別記様式第1号）を消防長へ提出するものとする。

(登録証の交付)

第5条 消防長は、前条の規定による届出をした事業所が、第3条の要件に該当すると認めたとき、登録証（別記様式第2号）を交付するものとする。

- (1) 登録証は事業所ごとに1枚とする。
- (2) 登録証を汚損、破損若しくは紛失したときは、登録証再交付申請書（別記様式第3号）を消防長に提出するものとする。

（登録証の掲示）

第6条 協力事業所は、登録証を事業所内に掲示するものとする。

（協力事業所の公表）

第7条 消防長は、協力事業所の名称、所在地等を新発田地域広域事務組合消防本部ホームページ等により公表するものとする。

（登録情報等の変更）

第8条 協力事業所は、緊急連絡先やAED設置場所等に変更があった場合は、登録変更届出書（別記様式第4号）を消防長に提出するものとする。

（登録の取消し）

第9条 協力事業所は、登録の取消しをするときは、登録取消届出書（別記様式第5号）を消防長に提出するものとする。

2 消防長は、前項の届出を受けたとき、または、協力事業所が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取消すものとする。

- (1) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 協力事業所が廃業したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により登録されたとき。
- (4) 前3号のほか、登録することが適当でないと認めたとき。

3 消防長は、前項の規定により登録を取消したときは、消防本部指令課に登録された当該事業所に関するAED設置情報等を速やかに削除するものとする。

4 前項の規定により登録を取消された事業所は、消防長に登録証を返還しなければならない。

（費用負担）

第10条 当該制度により生じたAEDに係わる費用の一切は、協力事業所が負担するものとする。

(所掌)

第 1 1 条 この要綱に関する事務は、新発田地域広域事務組合消防本部警防課において所掌する。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。